

個人情報保護法改正についての方針(意見)

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝

1. 目的規定及び理念規定の考え方

(1)「目的」規定(1条)

→「個人の尊重の理念」を目的規定において定め、「個人の人格的権利利益の保護」、「個人情報の利活用の社会的信頼」のためを目的とする。

→対象情報の保護の趣旨、及び保護の範囲を明確化する(自由保障機能)。

→対象情報該当性の有無だけではなく、個人の人格的権利利益への影響を評価して規制する。

→個別義務規定の解釈の指導理念となり得るよう定め、潜脱的解釈を許さない。

* ルールの明確化の要請は、保護利益、理論的基礎の明確化によって対応する。

(2)「理念」規定(3条)

→「目的」規定と統合する。

2. 対象情報の考え方

(1)「個人情報」の定義(2条1項)

原則として改正せず現行法のままとする。

→いわゆる散在情報は主たる規制対象から除外する。

*「容易性」要件

* 定義の通則性

(2)「個人データ」の定義(2条4項)

→保護すべき「パーソナルデータ」(個人に関する情報)を規制対象に加え、マニュアル処理情報を規制対象から除外する(コンピュータ処理情報に限定する)。

→出力帳票に加え、入力帳票も個人データに含む。

(3)「保有個人データ」の定義(2条5項)

→削除案:義務条項(開示等)の書きぶりで対応する。(森委員意見)

→個人情報であり、かつ個人データであるものを対象とする。

2. 対象情報の考え方

(4)「機微情報」の定義

新設

→「機微情報」は、「個人情報」及び「個人データ」全般に及ぶ。

→散在情報、マニュアル処理情報であっても機微情報である場合は規制対象とする。

* 対象情報型(機微情報の取扱い制限)と行為規制型(差別的取扱いの禁止)で取り締まる。

* 個人に関する情報を用いての差別的取扱いの禁止

個人情報及び個人データ等を用いて、本人を差別的に取り扱うなど(機微情報の取扱い制限規定の趣旨と同様に)人格的権利利益が著しく侵害され、またはそのおそれがあるときは、第三者機関がその実態を調査し、公表し、改善を命じることができる。

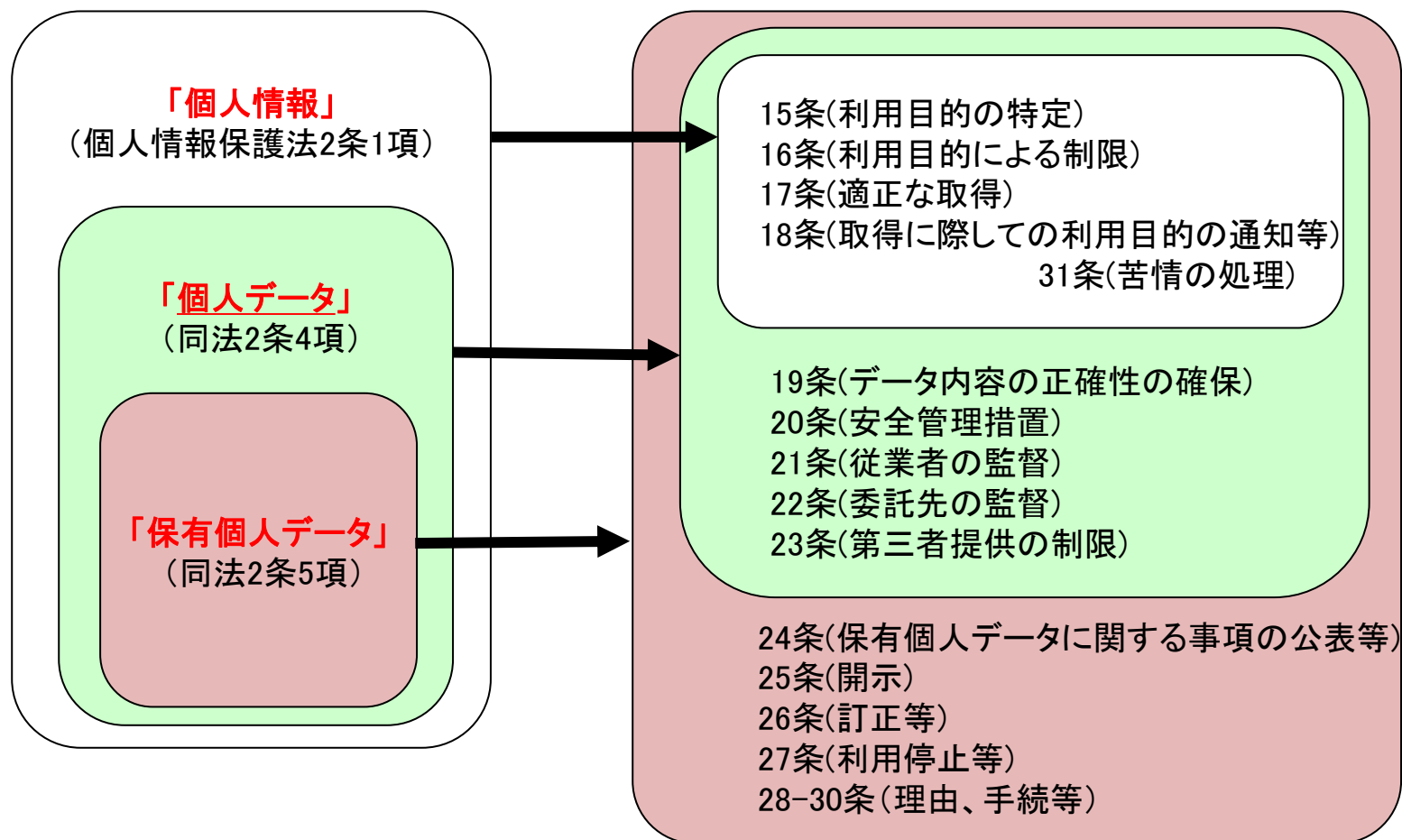
(例:万引き常習者の警告システムなど)

(5)「低減情報」の定義

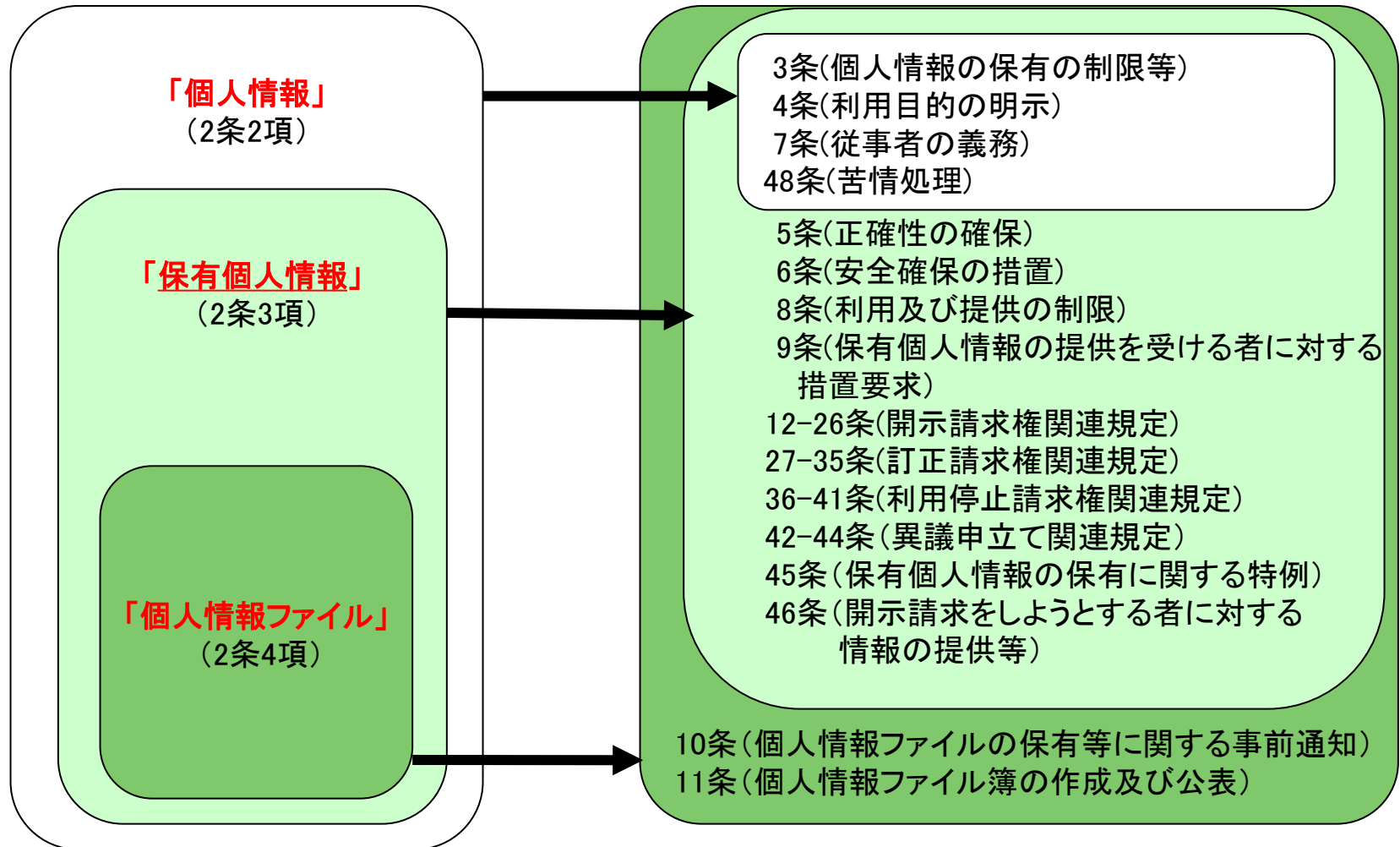
新設(別途検討)

対象情報と義務規定の関係

1) 現行個人情報保護法(個人情報取扱事業者の場合)

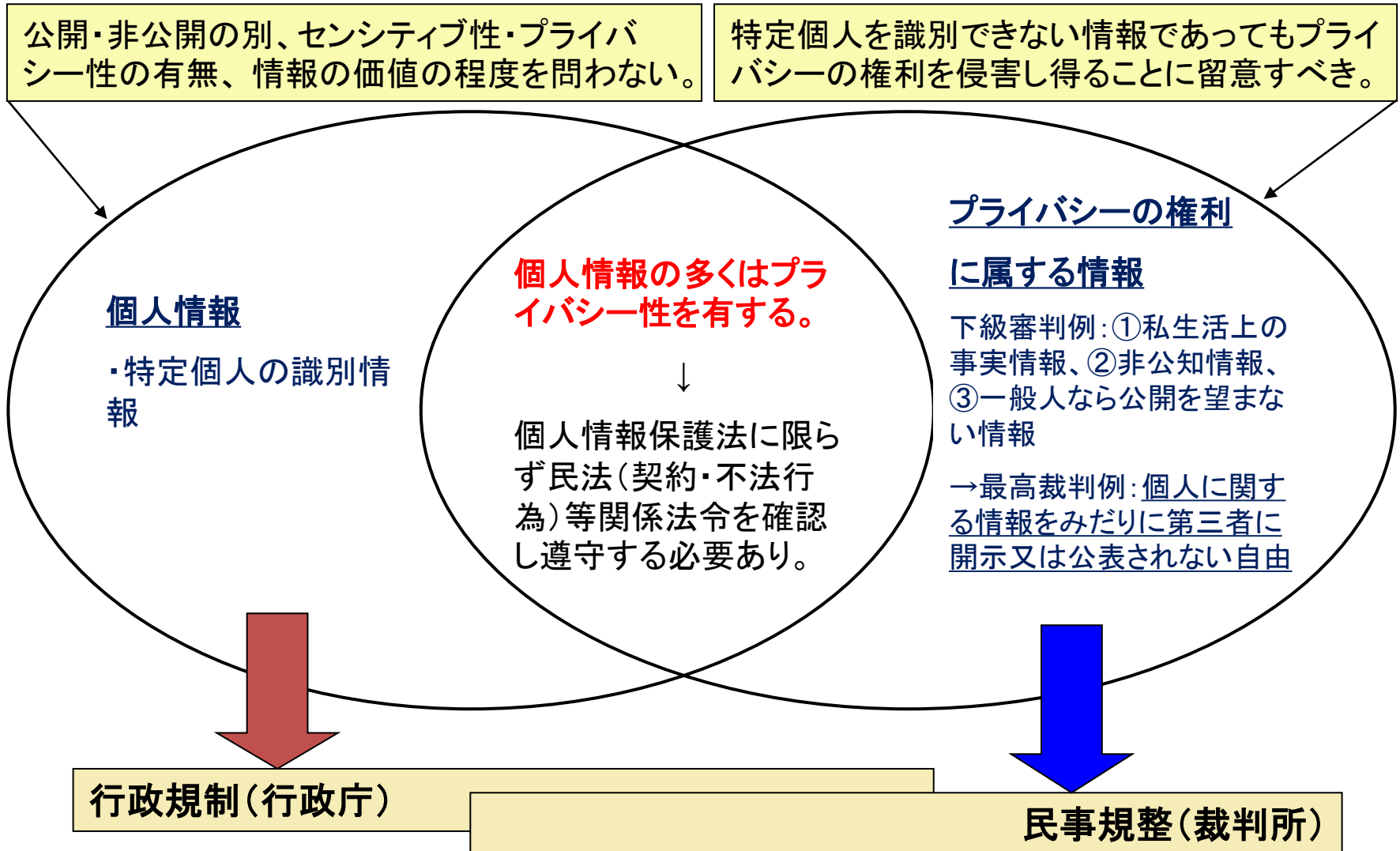


2) 現行個人情報保護法(行政機関の場合)



条文:「行政機関個人情報保護法」

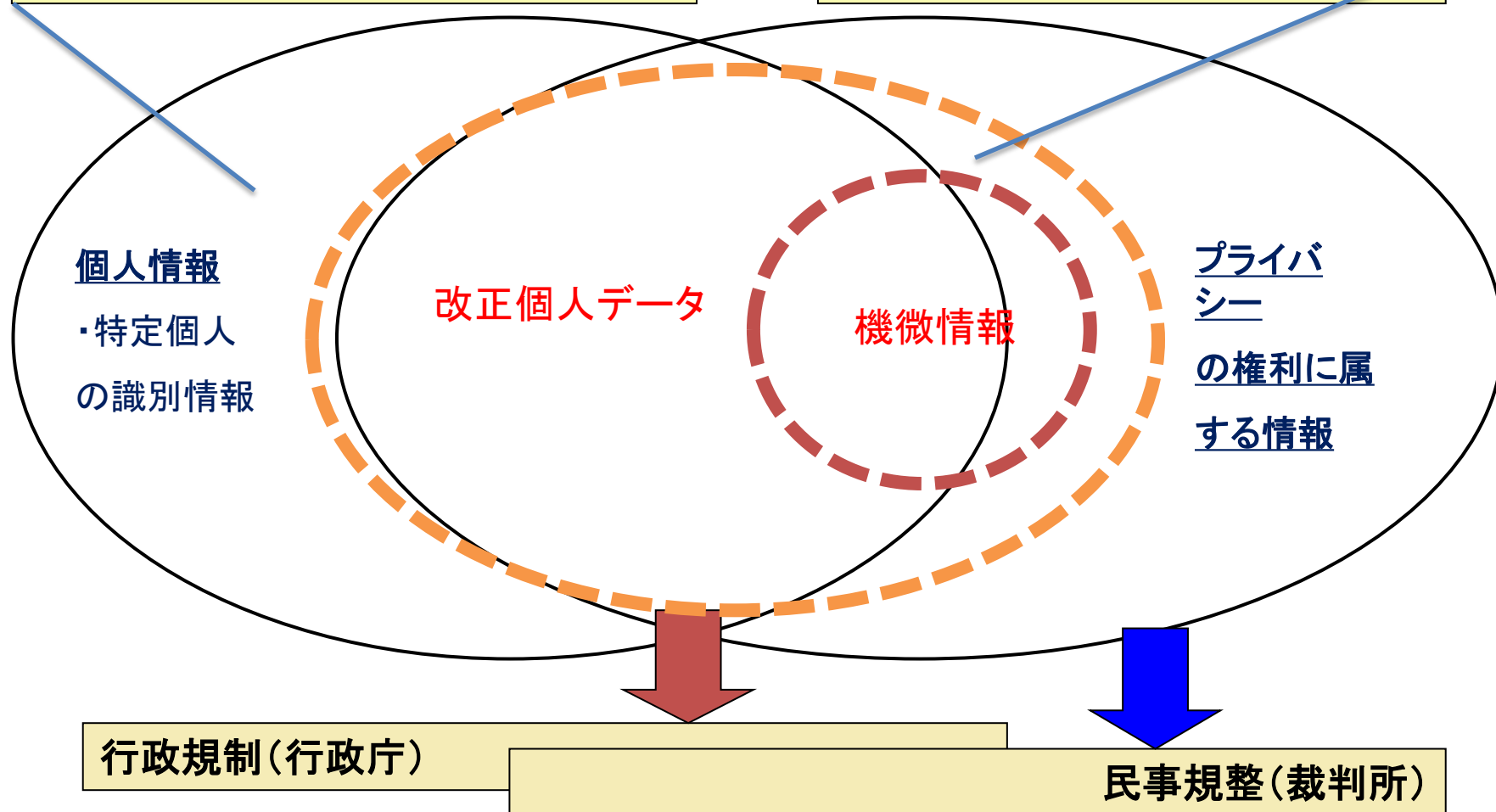
4)「個人情報」と「プライバシー権に係る情報」の関係



5) 改正法(保護すべきパーソナルデータ)のイメージ

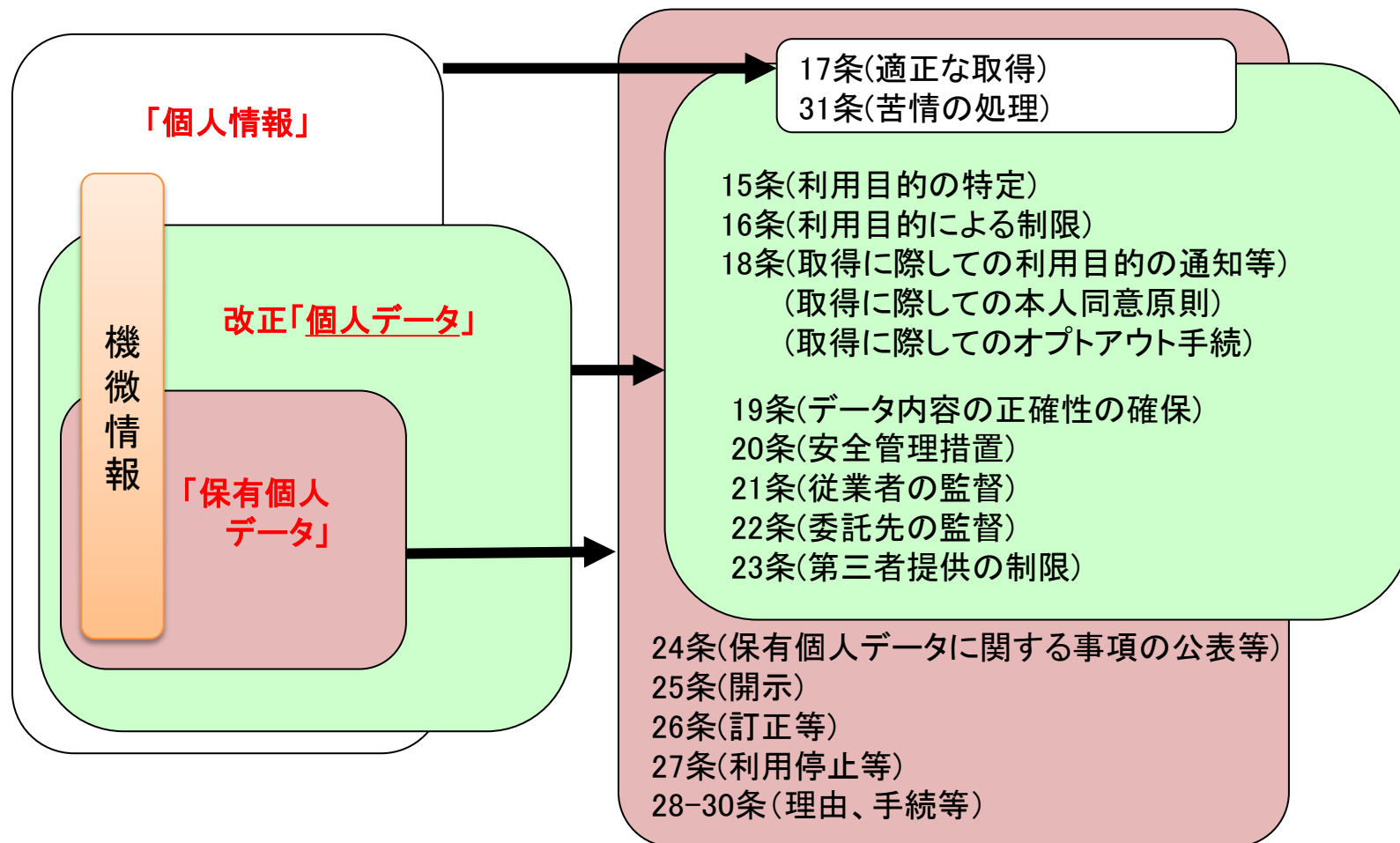
「散在情報」と「マニュアル処理情報」を主たる規制対象から除外する。(P)

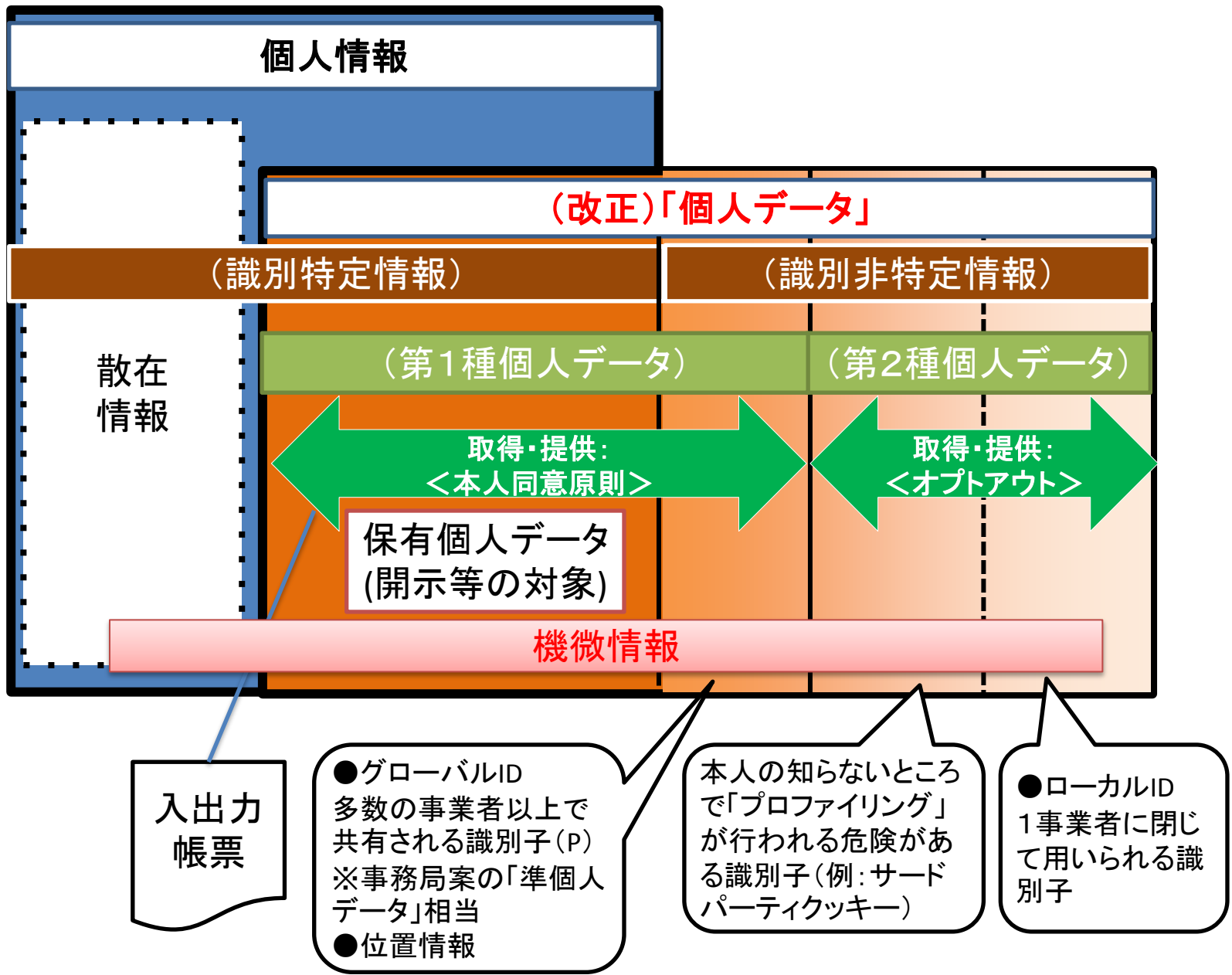
「識別非特定情報」と「機微情報」を規制対象に含める。



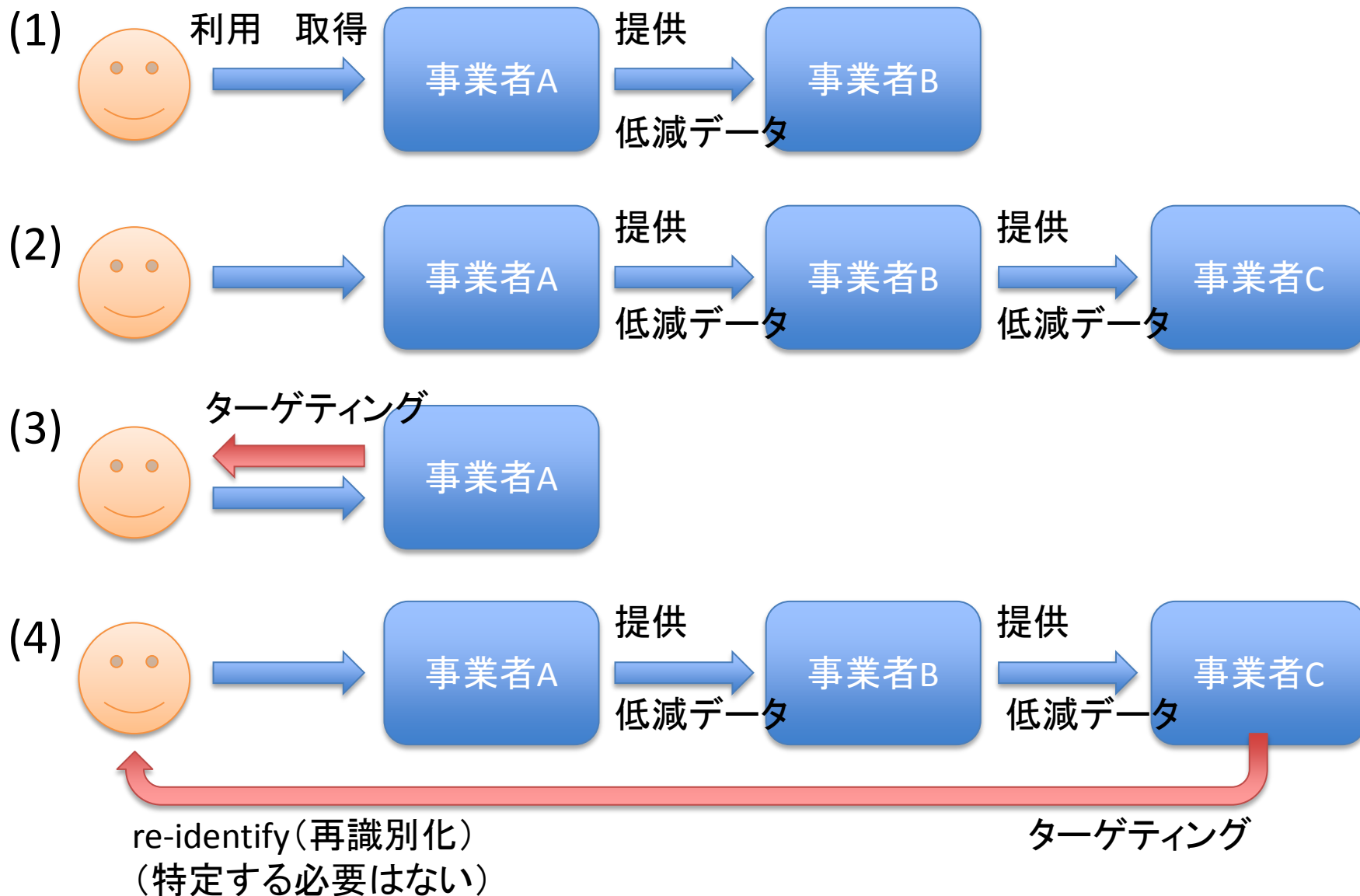
対象情報と義務規定の関係

6) 改正私案(イメージ)

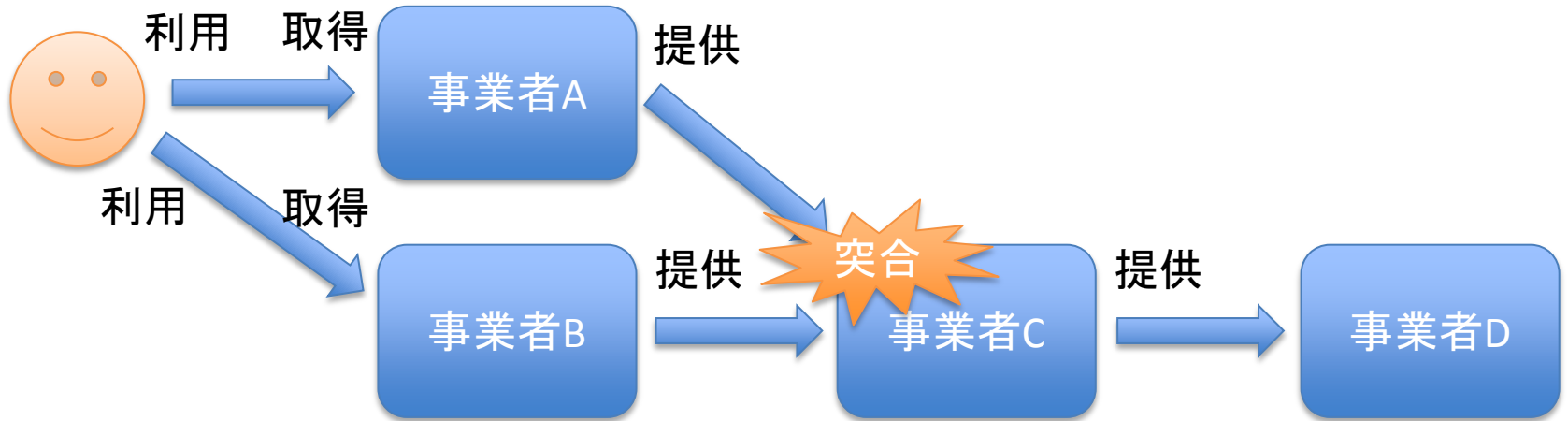




想定する利活用のモデル

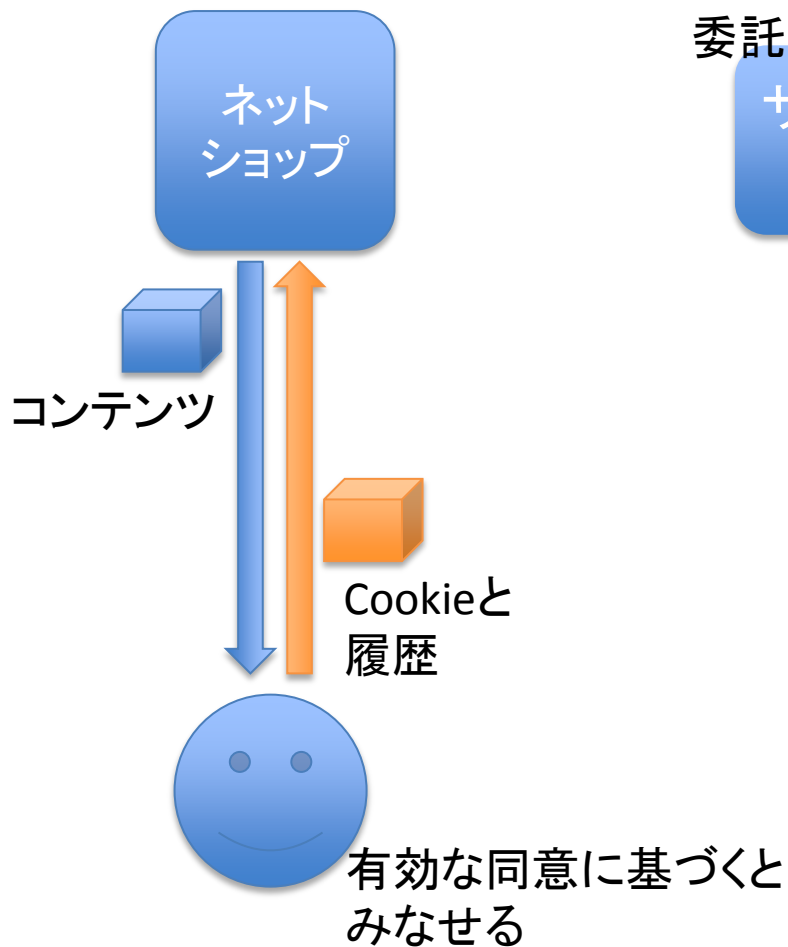


(5)

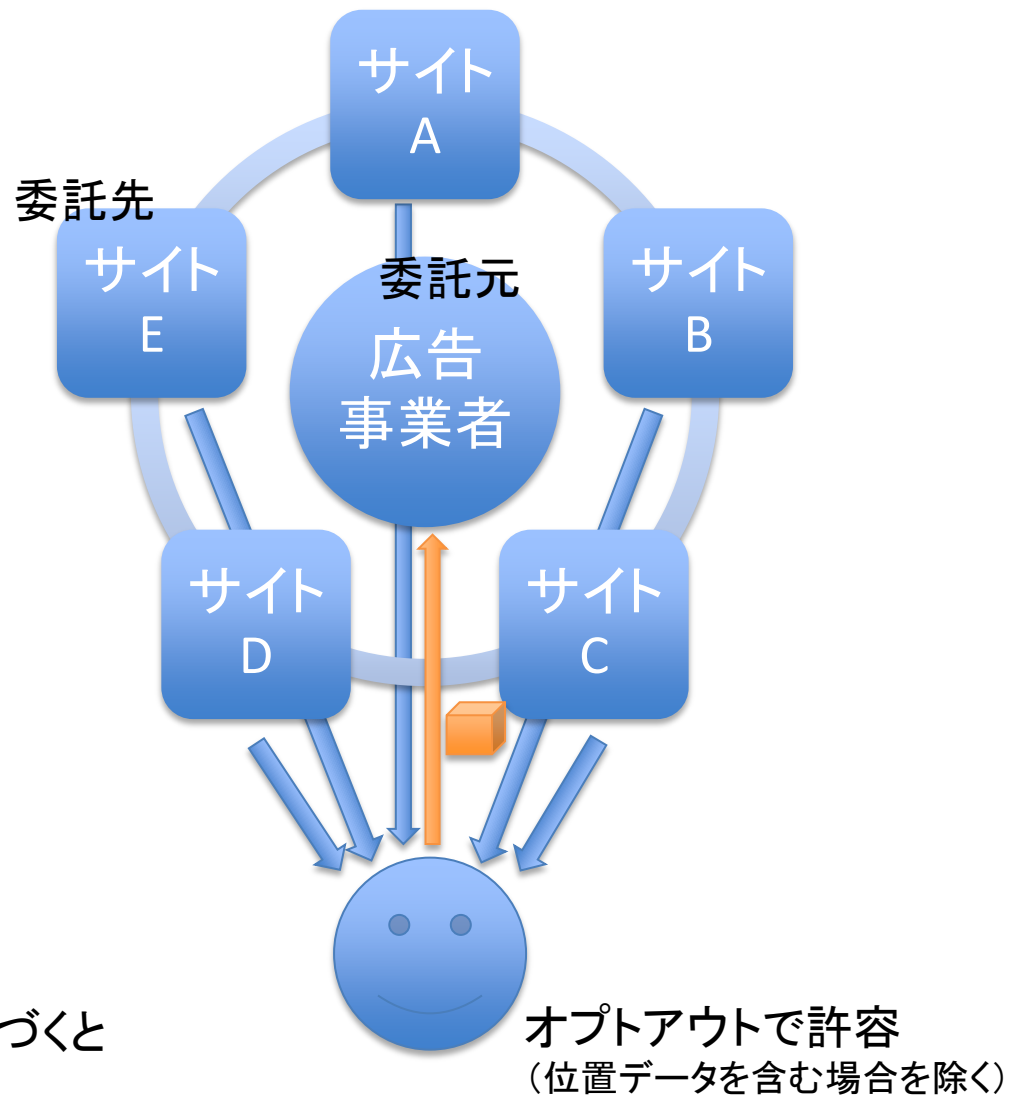


突合ということは、
re-identify(再識別化)では？
(特定はしていなくても)

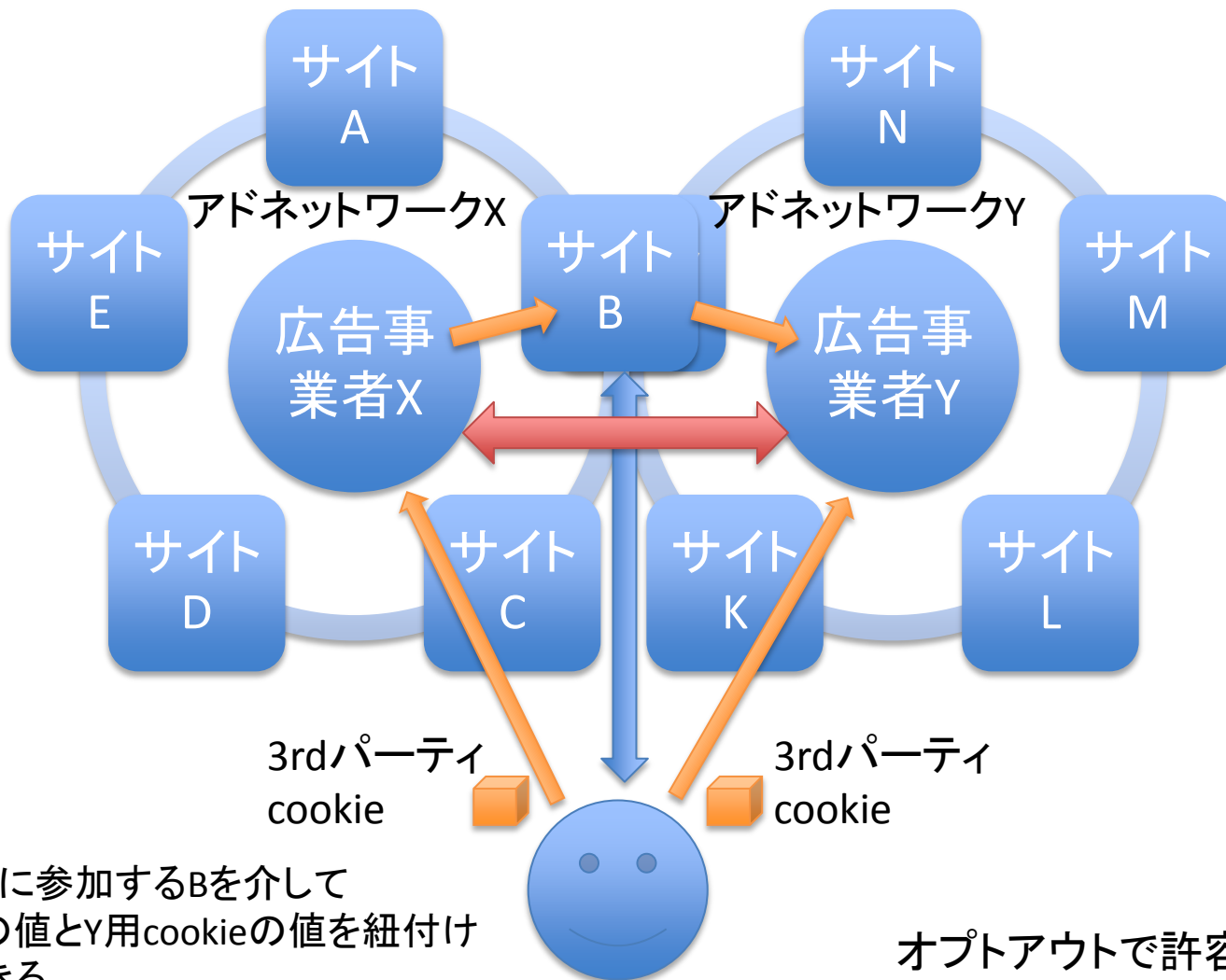
1stパーティcookieを用いた履歴の直接取得



3rdパーティcookieを用いた履歴取得の委託



「CookieSync」等の技法を用いた アドネットワーク間での履歴共有の例



XとYの両方に参加するBを介して
X用cookieの値とY用cookieの値を紐付け
ることができる。
準個人情報の識別子がある場合と結果は同等
では？

オプトアウトで許容
(位置データを含む場合を除く)

3. 義務規定の考え方

(1) 利用目的の特定(15条関連)

→取得主体の表示を明文化する。

(2) 適正な取得(17条関連)

→名簿屋規制

(3) 取得(18条関連)

→本人同意原則を採用する。(←開示等請求権との関係)

原則: 利用目的の「明示」と「本人の同意」

例外: 利用目的の「通知または公表」とオプトアウト手続き

→機微情報

原則: 取得禁止

例外: 説明義務と本人の同意(インフォームド・コンセント)

* 消去請求権

(4) 安全管理(20~22条関連)

→対象を「個人データ」の他に「機微情報」及び「低減データ」を加える。

3. 義務規定の考え方

(4) 提供(23条関連)

→本人同意原則を採用する。(←開示等請求権との関係)

原則:「本人の同意」

例外:オプトアウト手続き

(5) 本人関与(24条以下)

→「開示等の求め」を「開示等請求権」とし、手続規定を定める。

* 理論的基礎

(6) プライバシーポリシー

→個人データの取得において表示を義務付ける。

→プライバシーポリシーの表示項目及び表示方法については情報保護委員会規則で定める。

→プライバシーポリシーに表示した内容に違反した取扱いをした場合、虚偽記載があった場合には情報保護委員会の行政調査の対象となる。

4. 行政上の義務履行の確保

(1) 行政刑罰

→ 間接罰

→ 直罰の導入（機微情報関連）

(2) 制裁的公表制度の導入

(3) 課徴金の導入